

監査発第 109 号

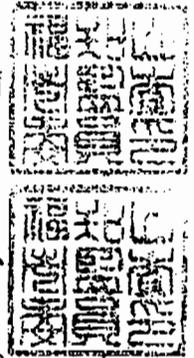
平成18年12月18日

請求人 荒川浩司 様

請求人 松山正治 様

福知山市監査委員 垣尾 満

福知山市監査委員 田淵 弘



福知山市職員措置請求に係る監査の結果について (通知)

平成18年10月20日付けで提出された地方自治法第242条第1項の規定に基づく福知山市職員措置請求について、監査した結果を同条第4項の規定により通知します。

第1 措置請求書

(以下原文のまま記載した。)

福 知 山 市 職 員 措 置 請 求 書

平成18年10月20日

福知山市監査委員 御中

監査請求人の表示 別紙監査請求人目録記載のとおり。

第1 監査請求の趣旨

- 1 福知山市監査委員は、福知山市長に対し、平成9年度福知山市ごみ焼却施設建設工事に関し、日立造船株式会社、JFEエンジニアリング株式会社(旧商号日本鋼管株式会社)、株式会社タクマ、三菱重工業株式会社及び川崎重工業株式会社に対し金8億8,636万円を市に返還させるために必要な措置をとることを勧告せよ。

第2 監査請求の理由

1 監査請求にかかる契約等

(1) 福知山市ごみ焼却施設建設工事の受注状況

福知山市は、平成9年度福知山市ごみ焼却施設建設工事（以下「本件工事1」という。）を指名競争入札の方法により発注した。

本件工事1は、平成9年5月20日に入札が行われ、日立造船株式会社、JFEエンジニアリング株式会社（旧商号日本鋼管株式会社）、株式会社タクマ、三菱重工業株式会社、株式会社川崎技研、株式会社クボタ及びユニチカ株式会社が入札に参加し、三菱重工業株式会社が落札した。

なお、本件入札においては、予定価格が44億3,180万円（税別）であったが、三菱重工業株式会社は予定価格の95.9パーセントにあたる42億5,000万円（税別）で受注したものである。

2 公正取引委員会による審決

公正取引委員会は、平成11年9月8日、日立造船株式会社、JFEエンジニアリング株式会社（旧商号日本鋼管株式会社）、株式会社タクマ、三菱重工業株式会社及び川崎重工業株式会社（以下これらをまとめて「関係5社」という。）に対し審判開始決定を行い、以後、審判官をして審判手続を行わせていたところ、同18年6月27日、関係5社に対し、平成17年法律第35号による改正前の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第54条第2項の規定に基づき、審決を行った（平成11年（判）第4号）。

3 公正取引委員会が認定した事実

上記審決によれば、公正取引委員会が認定した事実は以下のとおりである。

(1) 違反行為

関係5社は、遅くとも平成6年4月以降、地方公共団体が指名競争入札等の方法により発注するストーカ炉の建設工事について、受注機会の均等化を図るため、

- ① 地方公共団体が建設を計画していることが判明した工事について、各社が受注希望の表明を行い、

- a 受注希望者が1名の工事については、その者を当該工事の受注予定者とする。
 - b 受注希望者が複数の工事については、受注希望者間で話し合い、受注予定者を決定する。
- ② 5社の中で受注予定者を決定した工事については、5社以外の者が指名競争入札等に参加する場合には、受注予定者は自社が受注できるように5社以外の者に協力を求める。
- ③ 受注すべき価格は、受注予定者が定め、受注予定者以外の者は、受注予定者がその定めた価格で受注できるように協力する。
- 旨の合意の下に、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。

(2) 関係5社の受注状況等

関係5社が本件違反行為を行っていた平成6年4月1日以降平成10年9月17日までの間に、地方公共団体が指名競争入札等の方法により発注したストーカ炉の建設工事の総発注件数は87件（発注トン数23,529トン、発注金額約1兆1,031億円）であり、このうち、関係5社のいずれかの者が受注した工事は66件である。関係5社は、本件合意に基づいて、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、地方公共団体が指名競争入札等の方法により発注するストーカ炉の建設工事の取引分野における競争を実質的に制限していた。

(3) 違反行為の取りやめ

関係5社は、平成10年9月17日に公正取引委員会が独占禁止法の規定に基づき審査を開始したところ、同日以降、関係5社の会合を開催しておらず、本件合意に基づき受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにする行為を行っていない。

4 福知山市が被った損害

- (1) 日本弁護士連合会消費者問題対策委員会は、2003年7月の「入札制度改革に関する調査報告書」において、以下のとおり報告している（同報告書第2「平均落札率の実態と評価—談合防止の実態」）。

すなわち、

- ① 同委員会が都道府県及び政令指定都市に対し、入札制度改革に関するアンケート調査を実施したところ、上位3自治体の平均落札率は、長野県が75.5%、宮城県が79.5%、神戸市が82.6%と、他の50自治体の平均落札率より大幅に低くなっている。
 - ② このうち、長野県は、入札制度改革前の平均落札率が96.4%であったのが改革後は75.5%となり、20%以上急落した。宮城県は、改革前の平均落札率が95%であったのが改革後は79.5%となり、15%以上急落した。
 - ③ この結果から、100社以上の業者が入札に参加が可能になると、談合は困難になり、15%ないし20%程度落札率が下がると推定される。
- (2) また、全国市民オンブズマン連絡会議が毎年行っている公共事業落札率調査によれば、宮城県、長野県では、落札率が予定価格の80パーセントにとどまっており、この結果は、談合を排除することにより、予定価格の概ね20パーセントのコストダウンが可能であることを示している。
- (3) これらの調査及び報告の結果に鑑みると、福知山市は、関係5社の違反行為により、予定価格の20%を下回らない損害を被っており、これを金額に換算すると、福知山市が被った損害は、8億8,636万円を下回らない。
- 5 よって、監査請求の趣旨記載のとおり請求を行う。

添 付 書 類

1. 公正取引委員会審決平成11年(判)第4号(記載省略)
2. 入札制度改革に関する調査報告書(記載省略)

別 紙

監査請求人目録

1. 住所 京都府福知山市字堀 1 9 4 7 - 1 5
職業 福知山市 市議会議員
氏名 荒川浩司

2. 住所 京都府福知山市字川北 1 9 9 番地
職業 農業
氏名 松山正治

第2 請求の受理

本請求は、平成18年10月20日に受付し、所定の要件を具備しているものと認め、受理を決定した。

第3 請求人の陳述

地方自治法第242条第6項の規定により、平成18年11月15日に陳述が行われた。請求の要旨を補足し、追加する新証拠はない旨の陳述がされた。

第4 監査の実施

1 監査対象事項

請求の趣旨から判断して、監査対象事項を次のとおりとした。

- (1) 福知山市ごみ焼却施設建設工事（以下「本件工事」という。）で談合が行われていたかどうか
- (2) 市長は、日立造船株式会社、JFEエンジニアリング株式会社（旧商号日本鋼管株式会社）、株式会社タクマ、三菱重工業株式会社及び川崎重工業株式会社（以下「5社」という。）に対して8億8,636万円の損害賠償請求を行わなければならないかどうか

2 監査対象部局

- (1) 土木建築部契約検査課及び環境政策部循環社会形成課を監査対象とした。
- (2) 関係職員の調査

環境政策部長並びに土木建築部契約検査課及び環境政策部循環社会形成課の職員に対し、平成18年11月8日に事情聴取を行った結果、その回答は次のとおりであった。

ア 本件工事で、談合が行われていたかどうかについて

(回答)

落札率、落札業者以外の業者の入札額等の入札経過から判断して、談合があったとは言い切れない。公正取引委員会の審決に対する裁判所の判断を尊重する。

イ 公正取引委員会勧告後の対応について

(回答)

福知山市指名競争入札参加者指名停止取扱要領に基づき、5社を、公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反で平成11年8月13日に排除勧告を受けたことを理由に、平成11年8月19日に2か月間指名停止処分とした。

5社は、排除勧告に応諾しないことを公正取引委員会に平成11年8月27日付けで通知をしたが、その後も指名停止を続けたのは当時の福知山市指名競争入札参加者指名停止取扱要領第4第6項の「当該事案について責を負わないことが明らかになったと市長が認めたとき」であり、排除勧告に応諾しないことでは、指名停止解除の理由とならないため指名停止の解除は行わなかった。

排除勧告を受けた5社に対しては、公正取引委員会が調査の上で排除勧告をしたものであり、今後の経緯を見守ることの判断により、事情聴取は行わなかった。

ウ 福知山市が損害賠償請求をしない理由について

(回答)

独占禁止法による損害賠償請求を行うこととしているためである。

エ 福知山市が損害賠償請求を行うこととなった場合の請求を行う相手先について

(回答)

現在の福知山市工事請負契約約款においては、談合の事実が判明した場合の損害賠償請求先は請負業者であるため、本件損害賠償請求の相手先は「三菱重工業株式会社」と考えている。

オ 公正取引委員会から平成18年6月27日審決が出されたが、その審決が確定するまで損害賠償請求を行わないのかどうかについて

(回答)

審決後に5社が審決取消請求訴訟を提起しているため、その審

決が確定した後に速やかに独占禁止法による損害賠償請求を行う。
カ 大阪高等裁判所、東京高等裁判所等の判決では民法に基づく損害賠償請求権を行使していないことについては、違法としているが、そのことに対する見解について

(回答)

当初から独占禁止法による損害賠償請求を行う考えを示している。「審決が確定してから独占禁止法による損害賠償請求を予定している場合では、民法による損害賠償請求をしないことは、市長の裁量の範囲内であり違法でない」との判例があるので、民法による損害賠償請求をしないことは違法ではないと判断している。

(3) 入札等の事務手続

ア 入札関係

(ア) 入札日及び入札方法

平成9年5月20日に指名競争入札により行われた。

(イ) 指名業者名(入札参加業者)

株式会社川崎技研、株式会社クボタ、株式会社タクマ、JFEエンジニアリング株式会社(旧商号日本鋼管株式会社)、日立造船株式会社、三菱重工業株式会社、ユニチカ株式会社

(ウ) 落札者

三菱重工業株式会社

イ 契約関係

(ア) 工事件名

福知山市ごみ焼却施設建設工事

(イ) 工事場所

福知山市字牧小字神谷地内

(ウ) 請負代金額

44億6,250万円(消費税及び地方消費税の額を含む。)

(エ) 契約の締結

仮契約 平成9年5月21日

本契約 平成9年6月30日

(平成9年6月定例市議会で議決されたため、議決

日をもって本契約として成立した。)

(オ) 工事期間

着工 平成9年6月30日

完成 平成12年2月25日

(カ) 工事完成保証人

川崎重工業株式会社

ウ 落札率 (落札価格/予定価格)

95.90%

エ 工事概要

(ア) 処理能力

50トン/16時間×2炉

(イ) 焼却炉形式

准連続燃焼式焼却炉

(ウ) 焼却装置

ストーカ式

オ 焼却装置の決定及び参考見積業者の選定

平成5年度以降全国焼却施設の建設状況により慎重に検討を重ねた結果、ストーカ方式として、本市来庁のメーカー13社の内7社とした。

カ 指名業者

福知山市指名選定委員会において参考見積りを徴した7社を選定した。

3 関係人の調査

地方自治法第199条第8項の規定に基づき、文書調査を実施した。

- (1) 公正取引委員会に対し、独占禁止法の規定に違反する行為が行われていた事実があるかについて平成18年11月7日付けで文書調査を行った結果は、次のとおりであった。

ア 平成18年6月27日付け平成11年(判)第4号審決に至った経緯について

(回答)

公正取引委員会は、平成11年8月13日に5社に対し、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行ったとして排除勧告(平成11年(勧)第21号)を行った。

5社はこれを応諾しなかったため、当委員会は同年9月8日に審判開始決定を行い、審判官をして審判手続を行ってきたところ、平成18年6月27日に審判審決(平成11年(判)第4号)を行った。

イ 当該審決によると、平成6年4月から平成10年9月17日までの全連続燃焼式及び准連続燃焼式ストーカ炉の過半の建設工事は独占禁止法第2条第6項に規定する不当な取引制限に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反するものであり、かつ、独占禁止法第54条第2項に規定する「特に必要があると認めるとき」の要件に該当するものと認められるとあるが、平成9年5月に福知山市が発注した「福知山市ごみ焼却施設建設工事」(受注者 三菱重工業株式会社)についても上記法規定に違反する行為が行われていた事実があるかどうかについて

(回答)

平成18年6月27日付け審決(平成11年(判)第4号)では、5社は、平成6年4月から平成10年9月17日までの間において、5社が受注予定者を決定したと具体的に推認される工事を含め地方公共団体の発注するストーカ炉の建設工事の過半について、受注予定者を決定し、これを受注することにより、地方公共団体が指名競争入札等の方法により発注するストーカ炉の建設工事の取引分野における競争を実質的に制限していたものと認められることができるとされている。

なお、具体的な証拠から、5社が受注予定者を決定したと推認される工事として審決では30物件が認定されており、御指摘の工事はこの中に含まれている。

ウ 当該審決を受けた5社の平成6年4月から平成10年9月17日までの受注契約実績総額のうち、上記法規定に違反する行為に

より契約実績額が引き上げられたとの認識があるかどうかについて

認識しているとすれば、その額（割合）はどのようになっているかについて

福知山市のごみ焼却施設建設工事についてその額（割合）はどのようになっているのかについて

(回答)

平成11年（判）第4号審決では、そのような事項について、他の物件も含めて認定されていない。

エ 当該審決後の5社の対応について

(回答)

平成18年7月27日、5社から、公正取引委員会が平成18年6月27日付けで行った審決（平成11年（判）第4号）について東京高等裁判所に審決取消訴訟が提起されている。

(2) 本件工事の入札参加業者及び川崎重工業株式会社に対し、談合の有無等の文書調査を行った結果は、おおむね次のとおりであった。

ア 平成18年10月31日付けで調査した業者

5社

イ 平成18年11月7日付けで調査した業者

株式会社川崎技研、株式会社クボタ、ユニチカ株式会社

ウ 調査結果について

各業者とも、談合の事実はなかったと否定している。

入札参加業者は、本件工事の入札価格の決定については、仕様書に従い、見積部門の積算をもとに入札価格を決定しているとしている。

また、公正取引委員会から排除勧告を受けた5社は、いずれも公正取引委員会の平成18年6月27日付け審決を不服として、平成18年7月27日東京高等裁判所に審決取消請求訴訟を提起したとしている。

特に、三菱重工業株式会社からは、仮に裁判所の判断により同審決が確定した場合においても、当該審決は談合の基本合意の存

在を認定するものであるので、個別工事をめぐる談合に係る損害賠償請求については、当該個別談合の存在並びに損害発生・損害額につき十分な主張立証がなされない限り、損害賠償請求に応ずることはできないとの回答がなされた。

第5 監査の結果

1 談合の有無について

公正取引委員会が審判審決において審査官の認定した事実、証拠及び判断の一部を訂正するほかは理由を同一とする第一次審決案では、平成6年4月1日から平成10年9月17日（以下「違反行為期間」という。）において地方公共団体発注のストーカ炉建設工事87工事のうち、審査官が個別の証拠があるとした本件工事を含む40工事及び経験則に照らして全証拠から総合的に判断される「その余20工事」の計60工事について談合が認められると主張したのに対し、審判官は被審人の供述、資料等の証拠及び違反行為期間の5社受注の平均落札率が96.6%と高いことなどから総合的に判断し、具体的に談合が推認される工事は本件工事を含む30工事とするが、その30工事を含めた違反行為期間の87工事の「過半」について談合があったものと認めることができるとしている。

本件工事の落札率は、95.90%で、違反行為期間に5社以外が受注した工事の平均落札率89.76%に比較すると6.14ポイント高い。

第二次審決案においては5者の関係について「平成元年ころから同様の行為を行っていたことがうかがわれることから、5社の間には強固な協調的關係が確立していたものと推定される」とし、さらに昭和54年12月13日に全連続式ごみ焼却施設の建設工事の受注に関し、受注予定者を決定するためのルールの作成を検討していた事実について公正取引委員会から警告の措置を受け、公正取引委員会に措置を採ったことの報告を行っている。

また、今回の事案について平成11年から平成12年にかけて他都市等において13件の住民訴訟が提起されているが、その中で、審判官が

具体的に談合が推認されるとした30工事以外の工事（以下「その余工事」という。）に含まれる都市等の住民訴訟5件（下記①から⑤）において地裁等の判決が出されており、公正取引委員会の事件記録等を証拠とし、いずれも談合の事実を裁判所が認め、5社のいずれかに対して損害賠償の支払い命令が出されている。

① 上尾市（西貝塚環境センター）さいたま地裁

判決：平成17年11月30日 賠償額：8億8,580万円

業者：JFEエンジニアリング株式会社

② 多摩ニュータウン環境組合（多摩清掃工場）

1：東京地裁 2：東京高裁

1判決：平成18年4月28日 賠償額：12億8,647万円

業者：日立造船株式会社

2判決：平成18年10月19日 1の判決を支持し控訴棄却

③ 横浜市（旭工場、金沢工場）横浜地裁

判決：平成18年6月21日 賠償額：30億1,790万円

業者：JFEエンジニアリング株式会社及び三菱重工業株式会社

④ 豊栄郷清掃施設処理組合（ごみ処理施設増設工事）新潟地裁

判決：平成18年9月28日 賠償額：4,892万5千円

業者：日立造船株式会社

⑤ 神戸市（第10次クリーンセンター）神戸地裁

判決：平成18年11月16日 賠償額：13億6,475万円

業者：川崎重工業株式会社

さらに本件工事と同様の、審判官が具体的に談合が推認されるとした30工事に含まれる都市等の住民訴訟8件（下記⑥から⑬）のうち5件（下記⑥から⑩）において地裁等の判決が出されており、そのうち3件（下記⑦から⑨）において公正取引委員会の事件記録等を証拠として談合の事実を裁判所が認め、5社及び入札業者のいずれかに対して損害賠償の支払い命令が出されている。

⑥ 熱海市（新清掃工場）静岡地裁

判決：平成17年7月29日 原告敗訴

⑦ 京都市（東北部クリーンセンター）

1：京都地裁 2：大阪高裁

1判決：平成17年8月31日 賠償額：11億4,450万円

業者：川崎重工業株式会社

2判決：平成18年11月14日 賠償額：18億3,120万円

業者：川崎重工業株式会社

⑧ 福岡市（臨海工場）福岡地裁

判決：平成18年4月25日 賠償額：20億8,801万円

業者：5社

⑨ 尼崎市（第二機械炉第二期整備工事）神戸地裁

判決：平成18年11月16日 賠償額：5億3,045万円

業者：5社、株式会社クボタ

⑩ 米子市（新清掃工場）鳥取地裁

判決：平成18年9月26日 原告敗訴

⑪ いわき市（南部清掃センター）福島地裁において係属中

⑫ 東京都（新江東清掃工場、墨田清掃工場、港清掃工場

中央地区清掃工場）東京地裁において係属中

⑬ 南河内清掃施設組合（第2清掃工場）大阪地裁において係属中

公正取引委員会からの調査回答においても、具体的な証拠から5社が受注予定者を決定したと推認される工事として審決では30物件が認定されており、本件工事はこの中に含まれているとしている。これらの内容から違反行為期間に発注している本件工事については、相当の蓋然性をもって談合行為が及んだものと考えられるが、談合があったとは確定できないものと判断される。

2 損害賠償請求権について

談合において被害者が損害を被った場合、独占禁止法第25条及び民法第709条に規定する損害賠償請求権を有するものとされる。

(1) 独占禁止法に基づく損害賠償請求権について

独占禁止法第25条に規定される損害賠償請求権は、事業者が故意又は過失が無かったことを証明して責任を免れることができないとされる

「無過失損害賠償責任」を負うほか、同法第26条において同法第66条に規定する審決が確定した後でなければ裁判上で主張できないとされ、請求権は審決確定の日から3年を経過したときは時効によって消滅するものとされている。

本事案については、審判審決について5社がその内容を不服として平成18年7月27日に審決取消訴訟を提起していることから、審判審決は確定したものとはならず、本件工事に関しては、現時点において独占禁止法に基づく損害賠償請求権は有していないものと判断する。

(2) 民法に基づく損害賠償請求権について

本件請求において監査請求の趣旨から鑑みて請求人が主張する民法第709条に規定する損害賠償請求権については、故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者が損害賠償責任を負うもので、故意又は過失により損害を受けたことを被害者自らが立証することが前提とされる。

本事案については、審決取消訴訟が提訴されたため審判審決が確定しておらず、本件工事に関しては、現時点において独占禁止法上の損害賠償請求権を有してはいないが、「当該行為が民法上の不法行為に該当する限り、これに対する審決の有無にかかわらず、別途、一般例に従って損害賠償の請求をすることを妨げられない。」(平成元年12月8日最高裁判所第二小法廷判決)とされている。このような中でその余工事に含まれる都市等及び本件工事と同様の審判官が具体的に談合が推認されたとした30工事に含まれる都市等で住民訴訟が提起され、8件の地裁等の判決において民法に基づく損害賠償の支払いが命令されている。

本件工事については、独占禁止法上及び民法上のいずれの損害賠償請求においても、自らが損害の事実を主張しなければ損害賠償請求権を行使し得ないものである。

第5の1で述べたとおり、本件工事は相当の蓋然性をもって談合が及んでいると考えられるが、談合があったとは確定できないものと判断される。しかしながら損害の事実については、「独占禁止法違反行為に係る損害賠償請求訴訟に関する資料の提供等について」(平成3年5月15日事務局長通達第6号)の通知にあるとおり公正取引委員会の事件記録の

謄写閲覧等が可能であるほか、談合等の損害賠償請求に係る民事訴訟において損害額の立証が困難な場合には、他都市等の住民訴訟の例にもあるように、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第248条の規定により裁判所において相当な損害額が認定されるものであり、本件のような損害の性質上その額を立証することが困難な場合であっても民法上の損害賠償請求権の行使はまったく不可能であるということはないものと判断する。

3 財産管理について

地方公共団体の管理する財産には金銭給付を目的とする権利である「債権」が含まれ（地方自治法第237条）、債権管理については、「地方公共団体が有する債権の管理について定める地方自治法第240条、同法施行令第171条から第171条の7までの規定によれば、客観的に存在する債権を理由もなく放置したり免除したりすることは許されず、原則として、地方公共団体の長にその行使又は不行使についての裁量はないと解される。」（平成16年4月23日最高裁判所第二小法廷判決）とされている。

また、第5の1で述べた8件の住民訴訟のうち、入札業者に対する損害賠償請求のほか、市長又は組合管理者が民法上の損害賠償請求権を行使しないことについて訴えの提起がされている都市等があり、審決が確定するまで損害賠償請求を行使しないことについては正当化する理由とはならない等の判決が出されている。

前記8件の住民訴訟のうち、多摩ニュータウン環境組合に係る東京地裁及び東京高裁の判決の要旨は次のとおりである。

多摩ニュータウン環境組合（多摩清掃工場）

平成12年（行ウ）第203号 損害賠償（住民訴訟）請求事件

・平成18年4月28日東京地裁判決

地方公共団体の長は、債権を行使するか否かについての裁量の余地はほとんどなく、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）171条ないし同条の7に係る徴収停止事由等がないにもかかわらず相当

期間その債権を行使しない場合には、それを正当化する特段の事情がない限り財産の管理を怠るものとして違法である。

被告らは、審決が確定するまで損害賠償請求を行使しないことは合理的な理由がある旨主張するが、独占禁止法第25条に基づく損害賠償請求権を将来提起し得る可能性があるとしても、それにより既に発生している民法第709条の不法行為に基づく損害賠償請求権を行使しないことを正当化する理由とはならない。

・平成18年10月19日東京高裁判決

地方自治法その他の法令上、独占禁止法第25条に基づく損害賠償請求権と民法第709条に基づく損害賠償請求権とについて、地方公共団体の長等に、専ら独占禁止法第25条に基づく損害賠償請求権の行使を選択して審決の確定まで訴えの提起をしないことができることとする権限を付与する旨の規定は何ら存在しないのであり、地方自治法第242条及び同法第242条の2第1項が地方公共団体の長等にそのような権限が付与されていることを前提にしているものとは解し難い。

本件工事については、第5の1で述べたように、談合があったとは確定できないものの、相当の蓋然性をもって談合行為が及んだものと考えられ、第5の2で述べたように民法上の損害賠償請求権の行使がまったく不可能であるということはないものと判断するものである。さらに、独占禁止法第25条に基づく損害賠償請求権の行使のみを念頭に審判審決の確定を待つことについては、第5の3で述べたように財産管理に違法性を問われるおそれがあるものと判断するものである。

なお、請求人の主張する損害賠償の相手先及び損害賠償額については、審判審決、公正取引委員会の文書調査、判決などから見て、市長が損害賠償請求権の行使をする場合、市長の判断及び裁判所の認定に委ねるものである。

4 結論

以上、第5の1における判断のとおり、談合があったとは確定することができなかつたので、請求人の主張は、理由がないものと判断する。

しかしながら、市長に対して、本市が被つた損害の補てんのため損害賠償請求を行う等必要な措置を講ずるよう勧告するには至らなかつたが、第5の1から第5の3までにおける判断のとおり本事案については、非常に厳しい状況下にあることを認識し、熟慮の上、今後最善の措置を講じられるよう市長に強く要望する。